

○補助金等に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
8	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案	衆	六、二五	付委員会 議決 六、四七	付委員会 議決 六、五六 議決 六、五七 大蔵修 六、三〇 六、四二 六、四六	衆本会議趣旨説明 六〇、三〇 四二七 参本会議趣旨説明

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、国の財政収支の改善を図るとともに、財政資金の効率的使用を図るため、累次の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、国の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特例等の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、補助規定の削除

地方公共団体の事務又は事業として同化定着している

補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振替え等を行う。

二、補助規定の交付金規定への移行

職員設置費等人件費に係る補助金等について、地方の自主性を尊重し、交付金措置への移行を図る。

三、補助金臨時法の措置の恒久化

「補助金等の臨時特例等に関する法律」に規定されている各特例措置は、既に三十年を経過し定着していることから、各措置を個別法に移して恒久化するとともに、「補助金等の臨時特例等に関する法律」は、これを廃止する。

四、行革関連特例法の一年延長

「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」に規定されている各特例措置について、所要の調査を行った上、昭和六十年年度まで延長する。

五、二分の一を超える国の補助率等の引下げ特例

昭和六十年度において、地方公共団体に対する補助率が二分の一を超える補助金等について、補助率の引下げを行う。この対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

本法律施行に伴う歳出の節減額は、昭和六十年年度一般会計・特別会計予算において約八千四百二十億円と見込まれている。

なお、本法律案は、衆議院において、「山村振興法」及び「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の有効期限が延長されたことに伴い、「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」に定める従来の特例措置を一

年延長することとするほか、施行期日「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、補助金等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国の財政収支の改善を図るとともに、財政資金の効率的使用を図るため、累次の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、国の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特例等の措置を定めたものであります。その主な内容は、第一に、地方公共団体の事務または事業として同化定着している補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振替え等を行うこと。第二に、職員設置等人件費に係る補助金等の交付金措置への移行を図ること。第三に、行革関連特例法に規定されている各特例措置を所要の調整を行った上、昭和六十年年度まで一年延長すること。第四に、国の補助率が二分の一を超える補助金等について、昭和六十年度における補助率の引き下げ措

置を定めること等五十九本の法律に係る改正を行うものであります。

本法律案は去る一月二十五日国会に提出され、四月十六日に衆議院から送付されました。

本院においては、補助金等に関する特別委員会の設置を待って、四月十九日竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、四月二十二日、五月十一日、十三日の三日間、中曽根内閣総理大臣並びに関係十大臣の出席を求め総括質問を行ったのを始め、一般質問、締めくくり総括質問等慎重かつ熱心に審議を行ってまいりました。その間、地方自治体関係者、学識経験者等多数の参考人の出席を求めて、二日間にわたる意見聴取と質疑を行いました。

質疑のうち主なるものを申し上げますと、まず改正法案に関する質疑として、法案の成立遅延に伴う国庫支出金の支払い留保、一括法案の妥当性、六十年限りの暫定措置の敵守、予算と法律の成立時期のずれに伴う地方負担、三省協議申し合わせの内容と今後の取り扱い、義務教育教材費の交付金化、補助率引き下げと地方への負担転嫁、国庫支出金支払い遅延と地方財政法の関係、補助金整理のあり方、生活保護費に関する臨時調整補助金二百億円の配分方

法等の質疑がありました。

次に、行政改革に関する質疑として、臨調答申と行政改革の進捗度合い、国と地方の業務分担の明確化、地方自治体の事務事業の簡素合理化、施設や職員の配置基準の見直し、国立病院の統廃合と地方への移譲、直轄事業分担金制度の見直し等の質疑が行われました。

さらに、財政問題に関する質疑として、税制改革と減税の実施時期、財政再建と内需拡大策、六十一年度予算での交付税率の扱い、公益法人への補助金支出、学校給食制度の見直し、後送り方式の財政再建策、失対事業のあり方、退職者医療制度の現状と対策等の質疑がありました。

その他、質疑は広範多岐にわたって行われましたが、質疑の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

審議の経過にかんがみ、委員長は、参議院としての審議権確保の立場から、政府に対し、本法案のような多くの行政分野にわたる補助金を一括法とすることの問題点、予算成立後の後追い審議となる法案提出時期の問題点等に留意し、今後善処するよう要望する旨の委員長見解を申し上げます。

昨日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、

日本社会党を代表して穂山理事が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して井上理事が賛成、公明党・国民会議を代表して中野理事が反対、日本共産党を代表して橋本委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案で、今回関係予算の執行が遅れたことに伴い地方公共団体に金利等について実質的な財政負担を生ぜしめることのないよう措置すること等六項目の附帯決議案が提出され、多数をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。